

(電子メール施行)

生 号 外
平成24年 3月 16日

市町村教育委員会
社会教育施設(文化施設)所管課長 殿

宮城県教育庁生涯学習課長
(公印省略)

公立社会教育施設災害復旧費補助金に係る翌債・繰越の手続きについて(通知)

このことにつきまして、平成23年度内に当該補助金の交付決定を受けている(受ける予定の)施設の中で、今年度中に事業が完了せず、実績報告書が提出できない場合は、翌債承認もしくは明許繰越の手続きが必要となります。

つきましては、該当する施設がありましたら下記により提出願います。

なお、今年度中に交付決定されない施設の繰越手続きにつきましては、文部科学省(文化庁)と財務省の間で一括して次年度に繰越(本省繰越)の手続きをすることになっていきますので、今回は市町村からの手続きの必要はありません。

また、決定通知にすでに事業が完了している施設につきましては、早急に事業実績報告書及び関係書類を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出種別について

(1) 翌債(翌年度にわたる債務負担の承認)

- 例 ・契約期間(工事期間)が平成23年度から24年度にわたる場合。
・平成23年に実施設計をし、平成24年度に工事を実施する場合など。

(2) 繰越(一定の条件の下、本来ならば不要とする歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用する 明許繰越)

- 例 ・平成23年度内の工事期間であったが、年度内に終了できなくなったために、平成24年度まで工事期間を延長することが必要となった場合など。

2 提出様式について

(1) 翌債の場合 箇所別調書及び理由書(翌債承認に係るもの)

(2) 繰越の場合 箇所別調書及び理由書(明許繰越に係るもの)

承認手続きに該当する全施設分を翌債・繰越それぞれシートに記入。
記入にあたっては別添の記入例等の資料を参照してください。

3 提出期限 平成24年3月21日(水)15時まで必着

4 提出方法 電子メール(添付ファイル)にて下記に提出

担 当

宮城県教育庁生涯学習課
社会教育支援班 菅原 朝日田
TEL022-211-3653 FAX022-211-3697
Email sugawara-ka894@pref.miyagi.jp